

第 2 章

直接投資導入の現状と課題

中国は1970年代末に改革・開放政策に転換し、直接投資についても導入を開始し、直接投資の導入などを円滑に行うために広東・福建省をはじめとする沿海部の地域開放を併行して進めていった。このような政策が効を奏し、諸外国の対中投資は80年代半ばから勢いを強めた。92年初めの鄧小平発言を契機とした改革・開放と経済発展の加速、中国の市場自体の成長とその将来性に対する高い評価などにより90年代前半の対中投資は激増した。

しかし、1992～93年の高成長に伴うインフレ高進、金融秩序の混乱、不正腐敗の増大などを背景に93年下期から引締め政策がとられるようになり、外資政策についても見直しが始まった。経済政策全体が安定成長を志向するようになり、外資政策については選別強化、優遇措置の取消しが進むようになった。95年9月の共産党5中全会は、第9次5カ年計画と2010年までの長期目標に関する政策・方針を提起し、市場経済化を進めるなかで経済成長方式の転換、地域格差の是正、産業構造の調整・高度化など新しい方向を打ち出している。直接投資導入も経済政策、産業政策に沿って新たな段階に入っているといえる。

以上のような状況を踏まえ本章では第1節で直接投資導入政策の推移を概観し、第2節で直接投資導入の現状についてやや詳しく検討し、第3節で成果と課題を扱う。

第1節 直接投資導入政策の展開

1. 80年代の直接投資導入政策

(1) 合弁法の制定と地域開放の進展

1979年以降、中国は、それまで禁止していた外国からの直接投資導入に踏み切る一方、直接投資を有効的に導入し、かつ、対外開放の国内への影響・衝撃を緩和するため、開放地域を特定地域に限定するという政策をとった。

対外開放を象徴的に示す合弁企業法（中外合資經營企業法）を制定したのは1979年7月であった。合弁法制定のねらいは、外国企業との合弁事業によって、資金、技術、経営管理ノウハウ、輸出ルートの導入をはかることであつた。他方、一部沿海省の対外開放を進めはじめた。79年に広東・福建両省の対外経済活動における特殊政策と弾力的措置を認めた。広東・福建両省には、香港、マカオに隣接している、両省出身の華僑・華人が多いなど、有利な条件があったからである。さらに、経済特区を広東省の深圳、珠海、汕頭と福建省の廈門に設立することにした。経済特区では、企業所得税などの優遇措置をとった。

1984年4月、天津、上海、大連など14の沿海港湾都市が対外開放された。85年2月には、長江（揚子江）デルタ、珠江デルタ、閩南（廈門・漳州・泉州）三角地区が沿海経済開放区として新たに対外開放され、開放地域は、周辺の農村も含むようになった。

(2) 直接投資導入政策の拡充

1986年4月には、外資企業法（100%外資法）が制定され、製品の全部もしくは大部分の輸出（一般に70%以上）という条件つきながら、地域の制限なく外国企業の単独投資に道が開かれた。

1985年頃から導入業種を選別する動きが出はじめ、86年から87年にかけ、

ホテル業、飲食業などを徐々に規制しはじめ、製造業を優先するようになった。86年10月に制定された外国投資奨励規定では、製品輸出企業と先進技術企業を優遇する方針を明確にした。87年には、「外商投資吸収方向指導暫定規定」が内規として制定され、導入業種は奨励・許可・制限・禁止の4業種に分類された（業種リスト名は「1988～1989年外商投資方向指導吸収目録」⁽¹⁾）。

(3) 沿海発展戦略の提起

1988年1月、趙紫陽総書記（当時）が対外開放をいっそう拡大する沿海発展戦略を提起した。同戦略は先進国、アジアNIESなどが産業構造の調整を行い、労働集約型産業を海外に移転させているという好機をとらえて、これに積極的に対応していこうというものであった。

沿海発展戦略の提起を受けて、対外開放地域が拡大された。1988年3月、長江デルタ、珠江デルタ、閩南三角地区の沿海経済開放区の範囲が拡大されたほか、遼東半島、山東半島、環渤海地区の一部の市、県および沿海開放都市所管の県が沿海開放区となった。海南島は、広東省の一地方行政区から88年4月に海南省に昇格すると同時に、海南経済特区にもなり、経済特区は合計五つになった。

2. 90年代の直接投資導入政策

(1) 合弁企業法の改正と上海浦東開発区

1989年6月の天安門事件によって、中国は西側先進国の経済制裁を受け、借款導入が難しくなった。このため中国は事件後直接投資導入により力を入れるようになった。

第1は、1990年4月に合弁企業法の改正を行い、合弁企業の国有化および収用を行わないこと、収用する場合は相応の補償を行うこと、董事長（会長）に外国側も就任できること（従来は中国側しか就任できなかった）、合弁期間について特定業種を除き期間を定めなくてもよいこと（従来は原則10～30年），

などを決めた。

第2は、同じく1990年4月の浦東開発区の開発と対外開放の決定である。これは浦東開発区に経済特区並みの条件を与え、開発していくという計画である。10年来の改革・開放政策のなかで相対的に立ち遅れた上海を再浮上させ、長江流域の開発と併せて、中国経済発展の中心地域にしていくというものである。浦東開発区を将来経済・金融・貿易センターに築きあげ、第2の香港とする構想である。

(2) 改革・開放の加速と規制緩和

1992年初めの鄧小平の南巡講話（南方視察時の発言）を契機に中国は改革・開放と経済発展の加速という「二つの加速」を追求し始めた。直接投資関連の改革・開放も加速された。

第1に、導入業種の規制が緩和された。それまで規制が厳しかったり、例外的にしか認めなかった分野への外資の参入を拡大した。これらの分野は不動産、貿易、商業、金融、保険、海運、航空関連、鉄道、倉庫、教育、法律、会計、電力・鉄道などのインフラなどで多くの分野は第三次産業である。このうち、貿易、商業、航空関連、倉庫などは合弁・合作形態でも以前は禁止業種に入っていたものである。

第2に、国内市場を開放するようになった。従来、中国は合弁企業などの製品をできるだけ多く輸出するよう行政指導してきた。製品の輸出比率は単独投資であれば90%以上、合弁投資で70%以上が一般的であった。1992年以降、外貨バランスがとれること、技術集約企業・資金集約企業または国有企業への出資による合弁企業であることなどの条件つきではあるが、製品の輸出比率を緩和したため外資系企業は、国内販売を多くできるようになった。

第3に、地域開放では、全方位開放へと進んだ。1980年代の沿海に加えて沿線（交通幹線）、沿江（長江沿岸）、沿辺（国境主要都市）が加わり、「三沿開放」が進んだほか、内陸の省都などの中心都市も対外開放されるようになった。地域開放が進む一方、外資導入に関する権限も地方政府へ委譲された。

また、新たな拠点として既存の開放地域内などに保税区が設置されるようになり、すでに十数カ所に達している。ニュー・ハイテク産業開発区や観光リゾート区の設置も増えている。さらに、地方政府が独自に建設している自費開発区、小開発区も数千カ所に達している。

以上のほか、傘型公司（投資性公司＝持ち株会社）といわれる企業形態が多く認められるようになったことも規制緩和の一つである。

(3) 産業政策の制定

中国は1994年6月に、90年代の産業政策を規定する「90年代国家産業政策要綱」（以下、要綱）を策定、発表した。「要綱」では、産業政策策定上の原則として次の4点をあげている。①工業化・近代化プロセスの客観的法則に合わせ、中国の国情と産業構造変化の特色を考慮する、②社会主義市場経済体制づくりの要請に合わせ、国のマクロ・コントロールの下で、資源配分における市場の役割を發揮させる、③重点分野に力を集中し、国民経済全体にかかる重大問題を解決する、④短線産業・產品（供給不足のもの）の発展を支援し、長線産業・產品（供給過剰のもの）に対して抑制政策をとる。

1990年代の産業政策上の重要課題は、①国民経済の基礎としての農業・農村経済の発展、②インフラと基幹産業の著しい立ち遅れ状態の改善、③支柱産業（リーディング・インダストリー）の発展、④対外貿易構造の見直しと、産業の国際競争力を強化、⑤先端・新技術産業の発展、新興産業の発展と新製品の開発支援、⑥第三次産業の発展、⑦産業組織（企業）構造の合理化、技術水準の向上、産業配置の適正化、である。

(4) 新外資政策の制定

上述した産業政策からの要請、1992年以降の直接投資の激増を背景に中国は95年6月に新外資政策ともいべき「外商投資方向指導暫定規定」（以下、規定）と「外商投資産業指導目録」（以下、リスト）を制定、公表した。新しい「規定」と「リスト」の主な特徴は次のようなものであるが、業種規制の緩

和など多くは実態が先行し、現状を追認したにすぎない面もある⁽²⁾。

第1に、「規定」で外国からの投資方向を指導するため産業政策に基づくことを明記した。1990年代の産業政策を反映し、農業、エネルギー、交通、素材産業、ハイテク部門、輸出産業、資源の有効利用・環境保全技術の分野、中西部地区(内陸部)の人力と資源の優位を発揮できる分野などが奨励される一方、国内で開発が進んだり、技術導入がすでに行われた業種で内需を満たしているものは制限されるようになった。

第2に、導入業種を奨励、許可、制限、禁止の4業種とし、奨励・制限・禁止業種については「リスト」に計上した。この3業種以外は許可業種とされる。「リスト」は定期的に編成され、適宜見直される。

第3に、外国企業の単独投資を認めない業種や中国側(国有資産)が主導権をとる業種が奨励業種、制限業種を問わず明記された。

第4に、奨励業種に中西部地区(内陸部)の人力と資源の優位性を発揮できるものが入り、制限業種であっても中西部地区の資源の優位性を発揮できるものは制限を緩和することになった。これは沿海部と内陸部の格差拡大に配慮したものである。

第5に、奨励業種の中のエネルギー・交通インフラ(石炭、電力、地方鉄道、道路、港湾)の建設・経営では関連事業まで経営範囲を拡大できるようになった。

第6に、1987年制定の「リスト」で禁止業種とされていた空港経営が奨励業種に、商業(卸売り、小売り)、貿易業、物資供給販売、倉庫貯蔵業などが制限業種となり、規制が緩和されている分野もある。

第7に、「規定」と「リスト」は国家計画委員会が中心となって策定している。国家計画委員会が産業政策を背景に外資政策に対しても主導的役割を果たしている。さらに、政策の実施は国家計画委員会が国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部とともにを行うことになり、国家経済貿易委員会も前面に出てきた(従来は国家計画委員会も国家経済貿易委員会も前面には出ていなかった)。

なお、1995年9月の5中全会で採択された「第9次5ヵ年計画と2010年長期目標の制定に関する中国共産党中央委員会の提案」では、①外資系企業に

対し内国民待遇を徐々に付与する、②直接投資を重点とし、分野を拡大、投資先を誘導、構造を最適化する、③外国企業が重点建設プロジェクトと既存企業の改造に参加することを奨励する、などの方針を打ち出している。また、外資政策ではないが地域格差是正のための中西部地区支援措置では、①中央財政移転支払制度の実行、②資源開発とインフラを中西部地区に優先的に手配する、③国内外の投資者の中西部地区への投資を積極的に奨励する、④資源性產品の価格体系を改善する、⑤段階的に東部の資源一次加工と労働集約型産業を中西部地区に移転させる、などをあげている⁽³⁾。

1990年代の産業政策や新外資政策では、インフラ、素材産業、支柱産業(機械、電子、自動車、石油化学、建設業)、ハイテク分野などを従来以上に重視するようになっている。このような分野は主として大企業、多国籍企業が適しているとして中国は近年、多国籍企業の誘致に力を入れたり、BOT方式(建設・運営し、投資回収後譲渡する方式)を積極的に採用するようになっている。

(5) 選別・規制強化、優遇措置の取消し

中国は1993年半ばから経済引締め政策へ転換し、同年9月頃から外資政策の見直しを開始した⁽⁴⁾。そして、前述の産業政策、新外資政策の制定作業と同時並行して表1のような選別・規制強化措置、関税の減免措置の廃止などの優遇措置取消しを打ち出した。これらのなかには貿易制度の変更など通常の制度変更ではあるが、外資系企業にとって実質的に不利となるものもあった。

選別・規制強化、優遇措置取消しなどが行われるようになった要因は、産業政策からの要請以外に税制面で差のある国有企業の不満、内外無差別を原則とするガット・WTO加盟への対応、小規模投資が多い・設備・技術レベルが低い・赤字企業が多いなど外資系企業の現状に対する不満、1992~93年当時の開発区の乱開発、外資に絡む不正腐敗の増大、過大な外資流入によるインフレ高進、減免税廃止による税収増対策などがある。さらに、92年以降の直接投資の激増自体が中国に選別強化や優遇措置取消しをやれるだけの「余裕」を与えた。また、93年後半以降、政治の保守化傾向の進展と併せて

表1 近年の選別・規制強化、優遇措置取消しの動き

1991年7月	移転価格規制条項の導入（外国投資企業・外国企業所得税法改正）
1993～94年	出資比率規制（インフラ関連、自動車などの完成車とエンジン、全国展開型スーパーなどで中国側出資比率50%以上を確保） 収益率規制（発電所の建設・運営の収益率を12～16%以下に規制する方針を提起・95年に規制を緩和）
1994年1月	自動車免税持込みの廃止（従来、投資の際の一定量の自家用車は無税） 土地増価税の新設（土地など不動産の譲渡益に30～60%の高率課税）
3月	外貨バランスの強調（全人代経済計画報告）
4月	外国投資販売評価管理規定制定
6月	経済特区・沿海開放都市での委託加工を規制、内陸への移転に言及（江沢民国家主席の発言）
8月	增值税不還付問題（年初に導入した新增価税は当初還付すると説明されていたものを還付しないと変更し、問題化。結局、条件つきで還付することになった）
10月	全国外資工作指導小組設置 輸出割当入札制の導入
1995年1月	事務用品・駐在員家庭用品（20品目）の免税持込みの廃止
7月	增值税還付率の引下げ（17%から14%への引下げなど）
1996年1月	增值税還付率の引下げ（14%などから9%への引下げなど）
4月	機械設備・原材料の投資の際の関税などの免税廃止（ただし、平均関税率35.9%から23%への引下げを同時に実施）

(出所) 筆者作成。

国内産業が外資系企業に支配されてしまうなどの警戒感が出て外資利用戦略の転換など保守的な主張が現われるようになったことも直接投資導入政策に影響している⁽⁵⁾。

第2節 直接投資受入れの現状

1. 直接投資受入れの推移

1979年に合弁企業法を制定して以来の中国の直接投資受入れは何回かの

ブーム期と低迷期を繰り返しながら増大し、90年代に入り激増するようになった（表2）。

1979年から82年までの直接投資の受入れは、投資環境の整備がまだ不十分であったことなどにより、年平均230件、15億米ドル程度（契約ベース）にすぎなかった。83年9月の合弁企業法実施条例の制定と、企業所得税の減免措置の拡充（1年免税・2年減税から2年免税・3年減税へ）、84年4月の14沿海港湾開放都市の指定、経済の高度成長などにより、84～85年は第一次の対中投資ブーム期となった。85年春の経済引締め、業種規制など直接投資導入に対する規制強化の動きなどにより、対中投資ブームに若干のブレーキがかかった。このため、86年は契約件数、契約額ともに前年に比べ半減した。

1988年から89年上期にかけて、第二次の対中投資ブームとなった。これは、86年10月の外国投資奨励規定の制定、87年10月の第13回共産党大会におけるいっそうの改革・開放政策推進の決定、88年1月の沿海発展戦略の提起、87～88年の2桁の高度成長などを背景としていた。89年は6月の天安門事件の直前までブームが続いていたが、事件後は、中国の政策を見守る外国企業が増え、対中投資の伸びは大幅に鈍化した。

1990年に対中投資は回復軌道に乗りはじめ、91年に入ると再びブーム的状況を呈はじめ、契約件数、金額ともに大幅に伸びた。これは、90年4月の合弁企業法改正、上海浦東開発区の指定などにより中国の対外開放政策が変わらないことが確認されたこと、生産拠点としての沿海地方の投資環境が再評価されたこと、西側先進国の天安門事件による対中経済制裁解除、91年からの第8次5カ年計画（1991～95年）、10カ年計画（1991～2000年）の実施、などを背景としている。

1992年以降は、中国の改革・開放と経済発展の加速、中国市場の拡大と開放、中国市場の成長性に対する再評価、日本における93年からの円高の進行、などにより対中投資はさらに激増するようになり、93年には契約ベースで1000億米ドルの大台を超えた。しかし、94年には不動産投資などの規制強化、優遇策の取消し、税制の変更などがあったため香港、台湾を中心に直接投資

表2 直接投資導入の推移

(単位:件、億米ドル)

	契 約		実行 金額
	件 数	金 額	
1979～82	922	60.11	11.67
1983	470	17.31	6.35
1984	1,856	26.51	12.58
1985	3,073	59.32	16.61
1986	1,498	28.34	18.74
1987	2,233	37.09	23.14
1988	5,945	52.97	31.94
1989	5,779	56.00	33.92
1990	7,273	65.96	34.87
1991	12,978	119.77	43.66
1992	48,764	581.24	110.07
1993	83,437	1,114.36	275.15
1994	47,549	826.80	337.67
1995	37,011	912.82	375.21

(出所) 1979～82年は国家統計局編『中国統計年鑑』1995年版、北京：中国統計出版社の554ページの数値から
 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会
 編『中国対外経済貿易年鑑』1984
 年版の1983年の数値を差し引いた
 もの。

1983年は『中国対外経済貿易年鑑』
 1984年版、1095～1096ページ。

1984～95年は『中国統計年鑑』1996
 年版、597ページ。

は前年比で減少することになった。95年も上期まで減少傾向にあったが、96年から投資の際の機械設備などに対する関税免除措置が廃止されるとのうわさが年次頃から出はじめたため、年末にかけてかけ込み投資が増え、年間では前年を上回る結果となった(契約ベース)。実行ベースでは95年まで増加が続いている。しかし、第三次の投資ブームは93年がピークであり、契約ベースでは当分減少傾向が続くことになろう。

2. 国別投資

国別投資(実行ベース)では、香港・マカオからの投資が圧倒的に多く、1983年以降の累計で全体の約6割を占めている(表3)。これは中国の対外開放が経済特区に代表されるように主として華人資本の導入を意図して、香港に近く、華僑・華人の出身の多い広東・福建両省から始まったからである。香港からの投資のなかには在香港の外国系企業の投資も含まれている⁽⁶⁾。92年頃から長江実業など香港の大企業の対中投資が本格化しはじめ、注目された。80年代後半、特に90年代に入ってから在香港の中国系企業の対本国投資も拡大するようになっている。さらに在大陸の中国企業が外資系としての優遇

表3 国別直接投資導入額（主要国）

(単位：億米ドル)

	1985		1988		1990		1993		1994	
	契約	実行	契約	実行	契約	実行	契約	実行	契約	実行
総 計	63.33	19.56	52.97	31.94	65.96	34.87	1,114.36	275.15	826.67	337.67
香 港			34.67	20.68	38.33	18.80	739.39	172.75	469.71	196.65
マ カ オ	41.34	9.56	1.17	0.28	1.10	0.33	28.15	5.87	17.21	5.09
台 湾	—	—	—	—	—	—	99.65	31.39	53.95	33.91
日 本	4.71	3.15	2.76	5.15	4.57	5.03	29.60	29.60	44.40	20.75
フィリピン	0.41	0.03	0.07	0.04	0.11	0.02	6.31	1.23	2.91	1.40
タ リ イ	0.15	0.09	0.38	0.06	0.42	0.07	10.74	2.33	7.81	2.35
マ レ ー シ ア	0.00	0.00	0.05	0.01	0.03	0.01	7.59	0.91	6.17	2.01
シ ン ガ ボ ル	0.76	0.10	1.37	0.28	1.03	0.50	29.54	4.90	37.78	11.80
イ ン ド ネ シ ア	0.02	0.00	0.02	0.00	0.00	0.01	2.57	0.66	2.81	1.16
韓 国	—	—	—	—	—	—	15.57	3.74	18.06	7.23
ド イ ツ	0.20	0.24	0.47	0.15	0.46	0.64	2.49	0.56	12.33	2.59
フ ラ ン ス	0.50	0.33	0.23	0.23	0.12	0.21	2.36	2.36	2.48	1.92
イ タ リ ア	0.24	0.19	0.11	0.31	0.05	0.04	2.34	2.34	2.25	2.06
オ ラ ン ダ	0.03	0.00	1.53	0.21	0.22	0.16	1.52	0.01	3.66	1.11
イ ギ リ ス	0.44	0.71	0.42	0.34	1.19	0.13	19.88	2.21	27.48	6.89
ス イ ス	0.01	—	0.27	0.06	0.19	0.01	0.80	0.41	2.47	0.71
ア メ リ カ	11.52	3.57	3.70	2.36	3.58	4.56	68.13	20.63	60.10	24.91
カ ナ グ	0.09	0.09	0.40	0.06	0.15	0.08	11.84	1.37	8.90	2.16
バ ミ ュ ーダ	—	—	—	—	—	—	0.45	0.19	2.69	0.51
バージン諸島	—	—	—	—	—	—	2.99	0.14	8.36	1.28
オーストラリア	0.14	0.14	0.17	0.04	0.17	0.25	6.38	1.10	8.49	1.88

(出所)「中国对外經濟貿易年鑑」各年版。

措置を得るために香港企業などと形式的な合弁企業を設立するケースもある（いわゆるニセ外資）。香港向けとは限らないが、国有企業などが自社株を25%以上売却して外資系企業と認定されるケースも増えている。

台湾の対中投資は1988年以降急増し、92年以降は日本やアメリカを上回り第2位となっている。台湾の対中投資が増大するようになった要因は、①80年代に入ってからの政治的対立関係の溶解、②80年代後半の台湾の経営環境・対内投資環境の悪化と对外投資の拡大、などである。

1994年以降香港、台湾は中国の外資規制強化のなかで契約ベースの投資額を減少させている。他方、中国側では、香港・マカオ・台湾企業は、短期的な利益追求が明確である、中国で大もうけをしようという動機がきわめて強い、設備・技術が先進的でない、法律を守らない、（原材料・部品を）高価格で輸入し、（製品を）低価格で輸出する企業が多い、投機資本が多く、物価騰貴をもたらす企業が多いので受入れを抑制すべきだとの主張が出ている。導入を増やすべきものは欧米資本とシンガポール資本とされる⁽⁷⁾。

アメリカと日本の対中投資額は、1980年代では香港に次ぐ2~3位を争い、90年代に入ってからは香港、台湾に次いで3~4位を争う位置にある。ヨーロッパ各国の対中投資は80年代後半から90年代初めにかけて、ヨーロッパ各国の経済不振、89年以降の旧ソ連、東欧への関心の高まりなどを背景に低迷していたが、92~93年頃から増えている。欧米諸国、日本の対中投資の増加は、92年以降の中国の改革・開放と経済発展の加速政策、中国国内市場の成長、中国経済の現状と将来性に対する再評価などを背景としている。日本の場合は、これに93年以降の円高という要因もあり、香港、台湾、アメリカなどの減少傾向とは逆に94年以降も増えつづけている（契約ベース）。近年では中国の投資受入れ全体に占めるアメリカの割合が5~7%，日本が5~6%，ヨーロッパ4カ国（ドイツ、フランス、イギリス、イタリア）が2%前後を占めている。

韓国の対中投資は、1992年8月の国交樹立で弾みがつき、急増している。ASEANのなかではシンガポールが以前から主要投資国であるほか、近年タ

イなどその他の ASEAN 諸国の対中投資も増えている。ASEAN 6カ国の中投資は契約ベースでは 92 年以降日本の対中投資を上回るようになった。実行ベースでも日本に近づいてきている。

3. 欧米・華人・日本企業の投資の特徴

対中投資企業を欧米・華人・日本の 3 大グループに分けて多国籍企業・有力企業の中国進出状況を項目別に検討してみると次のような特徴が見い出される（表 4）⁽⁸⁾。

(1) 業種別特徴

欧米企業は自動車、化学、コンピュータ、通信設備、食品、ガラスなどで有力企業の進出がみられる。製造業以外では石油開発への進出も多い。また、近年では電力分野にも関心を示す企業が出てきている。

華人系は電気機械、輸送機械、食品、繊維、化学、金属、タイヤなどの分野で有力企業の進出がみられるが、靴、皮製品などの軽工業分野への進出も多い。また、華人企業の場合、製造業以外での大型投資がみられるのも大きな特徴である。高速道路、発電所、コンテナー・ターミナル、都市再開発、大型工業団地などインフラ的部門への投資が増えているほか大型ショッピングセンター、オフィスビル・マンション・別荘などの不動産等への投資も多い。

日本の有力企業では電気機械、輸送機械、一般機械がほとんどであるが、中小の繊維企業などの進出も多い。日本の大蔵省届出統計では近年、対中投資で件数が最も多いのは繊維である。製造業以外では近年、流通、金融分野への投資が増えはじめた。華人系に比べるとインフラ分野などでは差がある。欧米企業と比べると自動車（完成車）、化学などの進出も少ない。

(2) 意思決定のあり方

1980 年代半ばまでの進出時期、初期投資の規模、契約・実行比率を比較し

表4 売上高上位100社による欧米・華人・
日本系企業の対中投資比較

(%)

	日 系	欧米系	華人系	その他	計
企 業 数	14.0	28.0	45.0	13.0	100.0
売 上 高	15.0	36.5	37.2	11.3	100.0
利 潤 額	13.0	43.5	29.1	14.4	100.0
総 資 産 額	13.5	38.4	35.4	12.7	100.0
輸 出 額	23.2	14.6	42.5	19.7	100.0
売上高・利潤率	8.1	11.2	7.3	11.9	9.4
総資産・利潤率	9.6	11.3	8.2	11.3	10.0
売上高・輸出率	31.0	8.0	22.8	34.7	20.0

(注) (1)外国側が複数であり、出資比率に差がないかぎり先に例挙してある企業の国グループとした。

(2)香港企業のなかには中策投資公司のように外資系のものもある。

(3)香港系のなかには中国系の在香港企業系も含まれている。

(4)欧米系のなかの欧洲系企業のなかにはもともと米系であるベル電話設備（ベルギー）、AT&T（オランダ）などが入っている。

(出所) 「1993年度中国最大の500家外商投資工業企業排序」（『国際商報』1994年10月28日）より作成。

てみると欧米系多国籍企業の進出は早く、初期投資も大きいが、欧米諸国の契約・実行比率は日本ほど高くない。日本はこの逆であり、日本企業はフィジビリティ・スタディ（F/S）を十分に行い、実行可能性を慎重に見極めたうえで契約するのでその実行率は高くなる。日本企業の慎重さが表れているといえる。華人系有力企業の場合は、進出時期は早く、初期投資は大・小ささまざまであり、契約・実行比率はかなり低いという傾向が出ている。

先にみた進出業種では華人系企業だけが高速道路、発電所その他のインフラやそれに近い事業に積極的であり、欧米企業と日本企業はこれらの分野ではほとんど進出していない。華人系企業はハイリスク・ハイリターン型、個別取引重視型で日本企業はその逆であるといえる。

(3) 内需指向と輸出指向

1993年の外資系工業企業売上高上位100社のグループ別の売上高・輸出比率でみると、欧米多国籍企業の進出は中国国内市場をめざしたものであることが顕著に表れている。中国は80年代を通じて進出企業に対して製品の輸出を奨励する政策をとっており、中国国内向けの販売が多いのは先進技術製品で輸入代替となるものであった。欧米企業の進出はこの政策にそったものが多かったということになる。確かに上位100社に入っている企業は中国が重視した業種が多いといえるかもしれない。

他方で、日本企業、華人系企業は輸出用の生産拠点としての中国を評価し、中国の輸出拡大要請にそった業種、技術レベルで進出したケースが多い。この傾向は上位500社でみるとより顕著になり、電子部品、繊維分野など労働集約型業種が多くなる。

(4) その他

近年、10社、20社の合弁企業などを設立し、多数拠点化を進める有力企業が増えている。華人系有力企業のなかにはタイのCPグループや在香港のインドネシア・シナールマス・グループ系の中策集團公司のように異業種展開をはかり、コングロマリット型となっているものがあるが、欧米や日本の有力企業では同業種での多数拠点化をはかる企業がほとんどである。日本の中小企業で異業種展開を行っているところが若干ある。

外国側が経営主導権を握ろうとする傾向は多国籍企業に一般にみられるが、合弁企業の役員や中間管理者・技術者の現地人登用という点では、欧米企業が積極的であり、現地に経営を任せると一般にいわれている。ただし、生産技術だけでなく経営管理技術を含めた広い意味での技術移転という点では外国人が1人もいないか少なければ生産技術も経営管理ノウハウも十分に移転できない。現地側が期待する経営の現地化と技術移転は矛盾する面がある。なお、技術移転との関連では、欧米企業は包括的な長期の技術協力協定を結ぶケースが多い。

ネットワークという点では華人系企業が地縁、血縁、業縁、学縁などの人

脈のネットワークを活用する傾向が強い。中国の中央、地方政府の要人との強い関係をもっているのも華人企業の特徴である。このため華人経済はネットワーク・キャピタリズムとかグヮンシ（関係）・キャピタリズムといわれることもある。これに対し、欧米系は本国政府との連携による対中ビジネスが特徴的である。政府要人の訪中ミッションに有力企業のトップが数多く同行し、商談などをまとめるケースが多い。政府との連携によるビジネス展開という点では華人系、韓国企業なども同じであり、日本企業だけが例外的かもしれない。

立地面でも特徴がある。香港、台湾など華人系は広東、福建など華南地域への投資が多い。アメリカの投資は広東、上海、北京、山東、江蘇などが多く、広東省と上海市だけで5割程度を占める。日本からの投資は1980年代後半から90年代初めにかけては遼寧省に多かったが、92年以降は上海・江蘇・浙江の長江デルタへの投資が増えている。

4. 地方別投資

外国企業が中国のどの地方（省・市・自治区）に投資しているかをみたのが表5である。

まず、沿海地域と内陸地域に分けてみると年次により変動が激しいがほぼ一貫して9割前後が沿海地域への投資である。全体としてみた場合、傾向として内陸地域への投資が増えているとはいえない難い。ただし、1993、94年の内陸部への投資額（契約ベース）は、88年当時の中国全体の投資導入額を上回る規模である。83～94年の実行額（累計）では、12の沿海省・市・自治区（北京市を含む）の占める割合は省別投資導入額全体の89.0%を占めている。次に、沿海地域を環渤海地域（北京・天津・河北・遼寧・山東）、華東地域（上海・江蘇・浙江）、華南地域（広東・福建・廣西・海南）に分けてみると近年、華南地域が4割台に低下し、華東地域と環渤海地域が2割台に上昇している。ただし、環渤海地域は87年当時も全体の4分の1を占めたことがある。

表5 地方別投資導入

(単位：億米ドル)

	1985	1988	1990	1993	1994
総 計	63.33	52.97	65.96	1,114.36	826.80
地 方 計	53.69	50.64	63.68	1,107.32	804.18
沿海地域	45.83	47.28	59.61	958.62	724.03
北 京	3.79	1.43	1.18	67.19	45.33
天 津	0.69	1.10	1.32	22.56	34.93
河 北	0.46	1.87	0.86	19.29	11.46
遼 寧	2.54	1.92	4.94	37.96	45.82
上 海	7.71	3.33	3.75	69.89	92.85
江 苏	1.18	3.02	2.86	108.43	78.53
浙 江	0.45	1.13	1.33	37.46	28.85
福 建	3.77	4.63	11.62	113.66	71.80
山 東	1.00	2.60	2.33	70.60	52.62
廣 東	21.98	22.42	26.90	331.49	237.99
廣 西	2.26	1.13	1.25	38.14	11.62
海 南	—	2.70	1.29	41.95	12.23
内陸地域	7.86	3.36	4.07	148.70	80.15
河 南	0.71	0.23	0.21	17.96	7.86
湖 北	0.27	0.78	0.39	19.39	13.94
四 川	0.56	0.25	1.01	30.40	15.03
部 門 計	9.64	2.33	2.28	7.03	22.61

(注) (1)沿海地域、内陸地域の数値は下記出所資料より算出。沿海地域とは表の12省・市・自治区で東部・中部・西部経済地域に分けた場合の東部経済地域に相当。内陸地域の省は主要省のみ。

(2)部門とは中央政府各部および各部系統の国有企业を指す。

(出所) 表3に同じ。

省・市・自治区別に分けた場合、広東省は全体の28.4%を占め、他を圧倒しているがその比率は1980年代に比べ低下傾向にある。近年の89~94年では、福建省が広東省に次ぐ規模の受入れを行っている。広東省のシェアが高いのは、香港に近い、華僑・華人の出身地である、経済特区が三つもあり、香港企業を中心に華人企業の投資が多いほか、外国企業の投資も多いためで

ある。福建省も、華僑の出身地であり、台湾からの投資が多い省である。93~94年（実行ベース）の2年間でみると、上位10省・市は廣東、江蘇、福建、上海、山東、遼寧、浙江、北京、廣西、海南となっている。上海、江蘇、浙江からなる長江デルタへの投資が増えており廣東省に接近している。内陸部では四川、湖北、湖南への投資も増えている。

主要都市別（北京、天津、上海の直轄市を除く）でみても変化がみられる。例えば1980年代後半から90年代初めにかけて主要な投資先であった大連への投資は停滞気味である。同じ沿海港湾都市では広州や青島への投資が伸びている。内陸都市では武漢、瀋陽が増えている。なお、最近の対中投資は都市に立地するだけでなく、郷鎮企業との合弁など近郊の農村での立地も増えている。

5. 業種別投資

業種別投資については、契約ベースの統計しかないし、分類は大雑把である。工業の内訳は近年のものしかない（表6）。1983年に3分の2を占めた工業（主として製造業）は84~86年には2~3割台に低下する。この時期最大のシェアを占めたのは不動産・サービス業のなかのホテル業である。80年代後半には工業が件数、金額ともに比重が高まり、89~91年には8割台のシェアを占めた。

1992年以降の業種規制緩和によって、業種別投資は大きく変化する。90年の業種別投資受入れでは、工業が件数で90.6%、契約額で84.4%を占め、次いで金額の多いのは不動産・サービス業で6.9%を占めていた。93年では、工業は件数で67.8%、金額で45.9%に減り、不動産・サービス業が件数で13.6%、金額で39.3%を占めるまでになった。不動産業が92年から93年にかけて急拡大したためである。しかし、94年1月から不動産増価税の導入など不動産投資を抑制する措置がとられたため94年の不動産・サービス業は金額で前年比半減近くの大幅減少となった。94年には工業のシェアが5割台に回復した。

表6 業種別投資受入れ（契約ベース）

(単位：億米ドル)

	1985	1988	1990	1993	1994
総計	63.33	52.97	65.96	1,114.36	832.80
農・林・牧・漁業	1.26	2.09	1.22	11.91	9.72
工業	23.84	40.21	55.69	511.74	438.99
地質探査業	—	0.02	0.00	0.81	0.54
建築業	1.33	1.19	1.81	38.78	23.94
交通・郵電業	1.06	0.91	0.36	14.90	20.30
商業・飲食・倉庫業	5.27	0.64	1.07	46.06	39.22
不動産・公用サービス事業	22.71	5.30	4.52	437.71	238.62
ホテル業	...	3.69	...	14.82	50.19
衛生・体育・社会福祉事業	0.52	0.05	0.38	4.77	19.79
教育・文芸・放送事業	0.04	0.44	0.05	4.52	6.08
科学研究・総合技術サービス事業	0.07	0.07	0.32	5.88	2.74
金融保険業	...	0.12	—	0.79	4.36
その他	7.25	1.92	0.53	36.49	22.51

(出所)『中国対外経済貿易年鑑』各年版。

ただし、ホテル業の1988年は国家統計局貿易物資統計司編『1952-1988中国商業外経統計資料』北京：中国統計出版社、1990年、527ページ、同1993年は『中国統計年鑑』1995年版、560ページ、同1994年は『国際貿易』1995年第5期、61ページ。

工業の内訳を示す統計は表7しかなく、内訳の合計額が工業全体の3分の1程度にしかならないなど統計自体にも問題がある。金額で最も多いのが繊維工業で、次いで電気通信設備製造業である。その他化学工業、電気機械機器製造業、機械工業が年により順位が変わることが主要業種となっている。件数で多い業種は電気通信設備製造業、繊維工業、化学工業、電気機械機器製造業、機械工業である。電気通信設備製造業の件数が多いのは電子部品などの企業が含まれているためとみられる。

6. 形態別投資

直接投資の受け入れ形態には、合弁、合作、100%外資(外国側単独投資=独資)

表7 工業の業種別投資受入れ（契約ベース）

(単位：件、億米ドル)

	1992		1994		1995年1~6月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
工 業	38,603	326.67	33,228	438.99	11,337	194.58
石炭採掘業	7	0.17	7	0.03	—	—
石油天然ガス採掘業	10	0.46	18	2.37	5	0.53
織維工業	2,351	27.33	1,865	27.98	709	15.32
石油化学工業	55	11.58	68	1.99	19	0.25
石炭製品業	30	0.16	36	0.62	4	0.06
化学工業	2,137	15.90	1,603	18.85	599	9.86
機械工業	1,517	13.53	1,623	24.35	622	9.91
交通輸送設備製造業	437	5.38	569	10.79	184	3.71
電気機械機器製造業	1,706	14.72	1,345	21.78	466	7.28
電気通信設備製造業	2,822	23.54	1,848	26.74	693	11.84
計測器類	466	2.45	339	3.69	138	0.79

(出所) 1992年は対外貿易経済合作部計画財務司計算中心『'93中国三資企業統計大全』(上巻) 1993年, 22ページ。1994年は『国際貿易』1995年第5期, 61ページ, 1995年1~6月は『国際貿易』1995年第11期, 61ページ。

のいわゆる三資企業と共同開発(石油など)がある⁽⁹⁾。1985年までは合作が合弁を上回っていた。当時, 先進国の企業は合弁を選好し, 香港企業は合作を選好する傾向があったからである。外国側の単独投資は深圳など経済特区以外では中国が受入れに消極的であったためきわめて少なかった。86年以降合弁が合作を上回るようになり, 中国が単独投資の受入れにも88年頃から積極的になったため, 89年からは契約ベースで単独投資が合作を上回るようになった。

経営主導権を確保するという点では, 単独投資が有利であるため外国企業は規制緩和を期待していた。大部分の原材料・部品を外国から持ち込み, 加工・組み立てて製品の大部分を輸出するというタイプの場合, 外国側だけで意思決定できる単独投資が都合がよいのである。1990年代に入ってからは件数, 金額ともに合弁, 単独投資, 合作の順位が定着している。なお単独投資

と合作の法律である「外資企業法」と「中外合作經營企業法」が制定されたのはそれぞれ86年と88年であり、正式の法律がないまま79年当時から合作も単独投資も認可されていた（ただし、経済特区では当初から単独投資が正式に認められていた）。

三資企業の登記企業の登録資本全体に占める外国側出資比率は1994年末累計で62.9%である⁽¹⁰⁾。合弁企業のみについて外国側出資比率がどのように推移したかをみたのが表8である。『中国対外経済貿易年鑑』に掲載される190社から1000社弱の合弁企業のデータであるので、どの程度全体を表しているかわからないが、ある程度の傾向は出ているとみられる。88年から徐々に外国側が51%以上を占める割合が高くなり、94年では外国側出資比率51%以上の比率が50%以下を上回っている。なお、93年までの合弁登記企業全体の資本累計額のうちの外国側の比率は47.3%でまだ半分を下回っている⁽¹¹⁾。

表8 合弁企業の外国側出資比率

	1979~83	1985	1988	1990	1994	(%)
24%以下	1.6	0	0	0	0.6	
25%	4.7	17.9	22.4	16.8	9.5	
26~40%	20.0	35.3	38.5	32.4	13.7	
41~49%	21.6	8.3	5.2	4.9	5.5	
50%	39.5	32.8	17.8	15.2	7.4	
51~75%	5.8	5.4	14.5	22.1	34.9	
76~99%	1.6	0.2	1.7	8.7	11.5	
不明	5.3	0.2	0	0	16.8	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

（注）各年次の掲載合弁企業数は1979~83年190社、85年448社、88年483社、90年494社、94年999社である。94年の掲載企業は注記されていないが投資総額500万米ドル以上の企業とみられる。

（出所）『中国対外経済貿易年鑑』各年版に掲載されている合弁企業リストより作成。

7. 契約・実行比率

直接投資に関する統計には契約額(協議額または合同 \times 契約額), 実行額(実際利用額), 登記額(登記資本)がある⁽¹²⁾。契約額と実行額から契約の実行率をみると, 1979~82年が19.4%ときわめて低く, 79~90年が47.0%で半分以下である。86~90年では若干高くなっているが59.3%となっている。91~94年は29.0%と再び大幅に低下している。92年は18%と特に低い。ブーム期には、事業の実行性を十分に検討しないで契約してしまう、契約時点と実行時点で政策・経済状況に変化がある、などで実行できなくなるケースが増えるので契約と実行の差が広がる傾向がある。投資が大型化し、出資期間が長期化しているという要因もある。いずれにしても79~94年の全期間で実行率が31.4%と契約額の3分の1にも達していないのは問題であろう。また、93年末累計で比較すると登記額の外国分746億9000万米ドルに対し実行額618

表9 状況別外資系企業(1991年末累計)

(単位:件, %)

契約件数	42,027	100.0	
登記企業数	37,215	88.6	100.0
状況別企業数	30,374	72.3	81.6
操業中	13,082	31.1	35.2
建設中	7,429	17.7	20.0
契約期限満了	639	1.5	1.7
契約解消	2,292	5.5	6.2
未着工	6,932	16.5	18.6

(出所) 契約件数は『中国統計年鑑』、登記企業数などの企業数は、国家統計局貿易物資司編『1979~1991中国対外経済統計大全』北京:中国統計情報諮詢服务中心、1992年、408、414ページから作成。なお、上記統計大全の続編である国家統計局貿易外経統計司編『1994中国対外経済統計年鑑』北京:中国統計出版社、1995年には状況別企業数の項目はなくなっている。

億7000万米ドルであり、登記額と実行額との間にも相当の開きがある。

さらに、契約後の状況がどうなっているかを示したもののが表9である。契約から登記までの間に1割強減り、正式に営業許可を取得した登記企業のなかで「操業中」、「建設中」、「契約期間満了」という正常な状態であるとみられるものは合計で56.9%にすぎない。

8. 投資規模・契約期間

外資系企業の1件当たりの平均投資規模（契約ベース）は1980年代前半がむしろ大きく、85年で193万米ドルであった（1979～83年の1件当たり平均が556万米ドルと多い理由は不明）。その後80年代後半にかけ小規模となってゆき88年には89万米ドルと最低になった。90年代に入ってからは年々大きくなる傾向にあり、95年には243万米ドルとなり84年以来初めて200万米ドルを超えている。79～94年の累計1件当たり平均は137万米ドルであり、93年末累計の登録資本ベースでは69万米ドルである⁽¹³⁾。投資規模の小さいものが多く、中国側の不満の多いところであるが、近年は1億米ドル以上の大規模投資も増えている。なお、大蔵省届出統計でみた日本企業の1件当たりの対中投資規模はASEAN諸国向けの投資規模より小さい。

業種別の1件当たりの外国側の投資額は1993年末累計の登録資本ベースで工業55万米ドル、不動産・サービス業173万米ドル、商業・飲食・倉庫業81万米ドルである。中国側投資分を含めた投資総額はそれぞれ177万米ドル、615万米ドル、228万米ドルとなっている⁽¹⁴⁾。

合弁企業の場合の契約期間は、1985年頃は10年というのが最も多かった。80年代後半になり、契約期間は徐々に長くなり、88～90年頃は11～15年が最も多くなり、16～30年のケースも相当増え、50年以上も出るようになった。

なお、合弁企業法実施条例では契約期間を10～30年とすることが原則とされていたが、中国側は10年、15年と短くする傾向にあった。1990年の合弁企業法改定で原則、契約期間を設定しなくてよいことになったが、現在でも

実際の契約では期間が入るのが普通である。現在では土地使用権の期限が工業で50年、住宅などでは70年が最長となっているので合弁などの契約期間も長期化する傾向にある。

9. 部品・原材料調達と製品の販売

外資系企業の部品・原材料の調達や製品の販売状況に関する資料はほとんどない。外資系企業の中国経済における役割が増えているにもかかわらず、外資系企業の活動状況に関する公表資料は少ない。

日系製造業企業のアンケート調査結果から原材料・部品（主要資材）の調達状況をみると中国国内調達30%未満とする企業が45.0%と最も多くなっている（表10）。他方で部材の70%以上を国内調達している企業が35.6%と2番目に多い。業種別では食品では中国産の材料を使うため70%以上国内調達とした企業がほとんどである。逆に、電子・精密機器、繊維・同製品では7割近くを海外から調達している⁽¹⁵⁾。

表10 日系製造業企業の原材料・部品の
国内調達比率

国内調達比率	企業数(社)	比率(%)
0～30%未満	72	45.0
30～50% "	16	10.0
50～70% "	15	9.4
70～100% "	57	35.6
	160	100.0

(注) 出所にあるアンケート調査は1994年秋に実施されているが、この項目の対象時期は限定されていないので回答内容は93年度または94年度のこととみられる。

(出所) 日中投資促進機構『第3次日系企業アンケート調査集計結果』1995年2月、33ページの表から作成。

外資系合弁企業(68社)の製品の輸出比率は表11のとおりで製品の50%以上を輸出している企業が5割近い。日系製造業企業の調査では1993年の国内販売比率30%未満の企業が6割強であるからむしろ輸出比率が高い企業が多いことを示している(表12)。業種別では繊維・同製品、電子・精密機器、金属などの国内販売比率が低く、化学、自動車関連の内販率が高い。食品、電機・家電は内販比率が高い企業と輸出比率が高い企業がほぼ半々となっている。

表11 製品輸出比率

輸出比率	企業数(社)	比率(%)
25%未満	26	39.4
25~49%	8	12.1
50~79%	17	25.8
80%以上	15	22.7

(注) 合弁企業68社の調査結果。

(出所) 韓福榮・徐艷梅「中外合営企業管理現状実証分析与対策研究」(『管理社会』1995年第6期) 148ページ。

表12 日系製造業企業の国内販売比率

販売比率	企業数(社)	比率(%)
30%未満	82	63.3
30~50% "	9	7.0
50~70% "	6	4.7
70~100%	32	24.8
	129	100.0

(注) 出所にあるアンケート調査は1994年秋に実施されており、この項の対象時期は「昨年度」(1993年度)となっている。

(出所) 日中投資促進機構『第3次日系企業アンケート調査集計結果』1995年2月、28ページの表から作成。

表13 外資系企業の損益状況

- A. 正常経営企業 1万5,612社中、黒字・損益ゼロ 1万145社、65%，赤字5,467社、35%。外資系企業2,615社の調査結果では、1988年の外国側の名目投資利潤率は11.25%，実質投資利潤率は17%。
- B. 全国の赤字の三資企業は約3分の1。廣東、福建、北京は50%前後。深圳經濟特区の赤字の三資企業比率は1988年14%，89年40%，91年45%であり、利益ゼロおよび若干の利益の企業30%を入れると75%が赤字か損益ゼロに近い企業。
- C. 北京市の三資企業1,753社の赤字企業比率 1990年60.0%，91年54.7%，92年56.0%，93年50.0%。
- D. 合弁企業68社中の赤字企業36社(51%)。
- E. 日系企業損益状況

	1992		1994	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
一貫して黒字基調	43	38.1	67	29.1
赤字から黒字に転換	40	35.4	77	33.5
一貫して赤字基調	21	18.6	42	18.3
黒字から赤字に転落	1	0.9	2	0.9
損益ゼロ	5	4.4	10	4.3
無回答	3	2.7	32	13.9
計	113	100.0	230	100.0

F. 赤字の要因

要因	為替変動	市場変化	価格変化	事業選択の誤り	利潤移転	技術の遅れ	その他
比率(%)	16.2	13.2	7.4	5.9	4.4	2.9	11.8

- (出所) A. 王林生「我国利用外国直接投資的發展及其問題」(『國際貿易』1992年第11期) 16ページ。
- B. 桑学成「三資企業“亏损”現象透視」(『國際貿易』1995年第2期) 53ページ。
- C. D. F. 韓福榮・徐艷梅「中外合營企業管理現狀實証分析与対策研究」(『管理世界』1995年第6期) 149ページ。
- E. 日中投資促進機構『第2次日系企業アンケート調査集計結果』1993年3月, 19ページ / 『第3次日系企業アンケート調査集計結果』1995年3月, 14ページ。

10. 損益状況

外資系企業は赤字企業が多いとする資料は多いが、具体的なデータを示している資料は意外と少ない（表13）。1991年時点では正常経営企業（操業中）1万5612社中黒字・損益ゼロが65%，赤字企業は35%とされた。また、外資系企業2615社の調査結果によると88年の外国側の名目投資利潤率は11.25%で国際的な水準に近く、実質投資利潤率は17%で、中国の計画で規定している基本建設プロジェクトの收益率より5ポイント高く、全体として外資系企業の経営業績はよいとされた⁽¹⁶⁾。近年でも三資企業の約3分の1は赤字であり、三資企業が多い広東、福建、北京の赤字企業比率は50%前後である⁽¹⁷⁾。北京市の三資企業1753社の赤字企業の比率は90年で60%，93年で50%となっている。これらのデータでは操業後の経過年数はわからない。操業後1年未満あるいは3年未満だと赤字となる企業がより多いとみられる。日系企業では赤字企業の比率は2割弱程度と低い。これには操業後1年未満の企業も入っているので、これを除けば赤字企業比率はさらに低くなる。94年の調査では黒字転換する時点は操業後3~5年未満が最も多く、次いで5~7年未満、1~3年未満の順となっている。

赤字になる要因としては、中国の資料によれば1992年当時、F/S不十分、経営管理のまづさ、故意による赤字があげられ⁽¹⁸⁾、最近では「為替変動」をあげる企業が最も多く、次いで「市場変化」、「価格変化」、「事業選択の誤り」の順となっている。ただし、為替レートの大幅な変動は毎年あるわけではないから例外的な要因である。

第3節 成果と課題

中国が直接投資導入に期待したのは、資金、技術、経営管理ノウハウ、輸

出ルートなど中国にとって足りないか不十分な点であった。1983年に制定された合弁企業法実施条例では合弁企業に期待する経済効果として、①先進的技術設備と科学的管理方法の採用を通じた製品品種の増大、製品の品質と生産性の向上、エネルギー・材料の節約、②(既存)企業の技術改造、③輸出と外貨収入の増大、④技術者と経営管理者の育成、の4点をあげている。中国は直接投資導入を円滑に行うため、並行して地域開放政策を実施し、開放地域の経済発展ひいては中国全体の経済発展を促進することを期待したのである。これまでの実績をみるとかなり当初の期待以上の効果をあげているとみられるが、それ以上に当初予定していなかった影響も大きいとみられる。近年では外資系企業に対する不満、警戒感も出るようになっている。

1. 外資系企業の役割増大

(1) 資金導入

中国の資金不足に外資(対外借款と直接投資)がどれだけ貢献しているかをみたのが表14である。全社会固定資産投資に占める外資利用額の割合は統計が利用できる1981年が3.8%で87年までは3~4%台で推移した。88年から92年までが5~6%台になり、94年には10%を上回った。

全社会固定資産投資のうち外資系企業による外資利用分(対外借款を含む)の割合は『中国統計年鑑』では1993~94年分しかわからないが94年で5.1%にのぼる。この金額は外資系企業(香港・マカオ・台湾系企業を含む)の投資額のうちの外資利用分だけである。また、全社会固定資本投資に対する直接投資実行額(実際外資利用額)の割合は85年の1.9%、90年の3.7%に対し94年には17.8%に上昇している。

借款を含めた外資利用額であれ直接投資だけの導入額であれ、傾向としてその比率を増加させてきたことはまちがいなく、中国の固定資産形成に大きく寄与した。

表14 全社会固定資産投資と外国投資

(単位：億元、%)

	A	B		C	
	全社会固定資産投資に占める外資利用比率 ¹⁾	全社会固定資産投資に占める外資系企業の外資利用額 ²⁾	構成比	全社会固定資産投資に対する直接投資実行額 ³⁾	比率
1985	3.6	…	…	48.78	1.9
1988	5.7	…	…	118.88	2.6
1990	6.3	…	…	166.81	3.7
1993	7.3	302.55	2.4	1,585.39	12.7
1994	10.8	839.44	5.1	2,910.28	17.8

(注) 1) A の外資利用比率には対外借款も含む。

2) B の外資系企業外資利用額とは全社会固定資産投資に占める外資系企業の外資利用額。

3) C の直接投資実行額は当該年の為替レート（中間値）でドルを人民元に換算。

(出所) 『中国統計年鑑』各年版より作成。

(2) 技術導入

先進的技術の導入は直接投資導入の主要目的の一つである。合弁法でも適正技術の導入を奨励しているし、既述の合弁法実施条例でも明記している。1986年に制定した外国投資奨励規定では先進技術の導入には優遇措置を講じていた。既存工場の技術改造に直接投資を利用する政策は当初からの方針であり、第9次5カ年計画の方針のなかでも強調されている。外国企業が持ち込む技術は一般的には中国の水準より高いものであり、製品の品質、競争力等の向上に役立った。

北京市の例では外資系企業の50%が技術導入を行っており、35%の企業が最新技術を導入している。北京市で技術導入効果が顕著な外資系企業として北京ジープ社、北京巴威社(発電用ボイラー)、中国ヒューレット・パッカード社があげられている。北京ジープのチェロキーの場合、国産化率は7年間で当初予想の35%を大幅に上回り、80%に達したという。また、同社が導入した技術は500社にのぼる協力工場にも拡散されたという⁽¹⁹⁾。なお、中国では

アメリカ企業が技術移転や中国側技術者の訓練により積極的で、日本企業は消極的と評価されているようである⁽²⁰⁾。

国産化率の算定方法は明らかでないが、68社の合弁企業のうち国産化率80~90%の企業が19.1%，50~79%の企業が26.5%，50%以下の企業が36.8%という数字がある。国産化率の上昇が遅れる理由は、資金不足、協力工場を含む中国国内の技術水準の低さ、外国側の制約要因などとされている。技術導入上の問題点としては、技術の価格評価が難しいこと、外国側が中国側の技術を低く評価するかまったく評価しないため外国からの技術導入に伴う投資の増大をまねくこと、が指摘されている⁽²¹⁾。近年、日系企業は中国産の原材料・部品の使用率を高める方向にある。できるだけコストを低くするため輸入部材、特に円高の日本からの輸入を減らす傾向にある。ただし、中国産といっても民族系企業からの調達とは限らず、むしろ外資系企業からの調達が多いようである。製品を輸出する場合は国際競争力が問われるが、民族系の部材は品質面でまだ問題が多いとされる。

(3) 経営管理ノウハウ

経営管理水準の向上も当初から直接投資導入の主要目的であった。1983年の合弁法実施条例では「経営管理者の育成」が期待されたし、87年制定の「外商投資方向指導吸收暫定規定」では投資導入のねらいとして「経営管理水準の向上」をあげている⁽²²⁾。中国側が外国企業の経営管理を高く評価していたことは、趙紫陽総書記(当時)が88年1月に提起した沿海発展戦略のなかで、中国の企業の労働規律がゆるく、カネと物資の管理が混乱し、浪費が多いことを指摘する一方で、三資企業については外国経営者に経営をもっと任せるよう提唱していたことにも示されている⁽²³⁾。経営管理技術ないしノウハウの獲得という点では外国側単独投資よりも合弁か合作が有利である。単独投資だと中国人が就任するのは一般には中間管理者まで高級管理者(経営者)にはなれないからである。

合弁企業68社の例ではほとんどの企業が程度の差はあれ新しい管理技術

を導入している。導入の際の難易度では最も難しいのが「人材資源」、最もやさしいのが「マーケティング」となっている。また、効果の程度では、最も効果があるのは「計画」で、最も効果が低いのは「マーケティング」となっている。「マーケティング」はやさしいが効果が低いとされているのはマーケティング技術は比較的普及しているからであるとされる。「人材資源」管理技術の導入が難しいのは、①国情の相違、②従業員の利害にからむ問題で改革しにくい点があるためとみられている。財務管理技術の導入が難しいのは新しい会計制度の導入期にあたったためとされている。いずれにしてもこれまでに多くの企業管理技術が合弁企業に導入され顕著な効果をあげている。具体的な管理技術としては、組織管理面での専業部制、労働人事管理面での職務分析、構造賃金制、品質管理面でのQIP、SPC、ユーザー満足度審査(AQR, CQA, CSA)、失効分析、計画管理面での事業計画部制、財務管理、現金流量分析、生産管理面での標準作業方法、MRP IIなどが指摘されている⁽²⁴⁾。

日系製造業企業の場合、投資規模が大きくなると合弁企業、単独投資企業を問わず数人から十数人に及ぶ経営者（総経理、副総経理）や中間管理者（技術者含む）が派遣され、経営管理を日常的に行っている。月に何回か経営会議を行い、企業運営について意見交換し、意思決定している。中国側は企業経営のノウハウを日常的にOJT方式で習得することになる。

表15 工業企業主要経済指標（1994年）

	(%)			
	生産総額 増加率	固定資産原価 実現利税率	資産利税率	売上高利潤率
全国総計	29.4	14.8	10.2	4.2
国有企业	14.5	12.3	9.8	3.8
集團企業	33.2	20.5	10.7	3.3
株式制企業	99.5	25.8	14.1	10.2
外国系企業	84.2	18.0	10.8	6.8
香港・マカオ・台湾系企業	76.5	14.2	8.1	4.1

(出所) 『中国統計年鑑』1995年版、388~391ページより作成。

経営管理技術あるいは生産技術の移転という点では外国人が常駐し、日常的に経営や生産に関与するほうが効果的であるが、他方で経営の現地化(経営者の中国人化)、生産の現地化(生産現場での中国人管理者の登用)とは矛盾する。欧米系企業の場合、一般にマニュアルの管理により、外国人派遣者は少ない。

企業形態別の主要経済指標を表15に示したが、生産総額の増加率で国有企业、集團企業と外資系企業に大きな差がある程度である。その他の指標では外国系企業が国有企业より若干よい程度で、香港・マカオ・台湾系企業はむしろ国有企业より悪い結果となっている。

(4) 従業員数

外資系企業が中国の雇用に貢献していることについては一部指摘があるが、直接投資導入に関する法令その他の重要な文書で雇用への役割については言及がない。中国では党・政府公表の重要な文書では雇用問題を大きく取りあげない傾向がある。そのためか外資系企業の従業員に関する正確な資料は今までのところ公表されていない。

表16の外国系企業従業員数と香港・マカオ・台湾系企業従業員数は『中国統計年鑑』が近年公表するようになった数字であるが、一見してわかるように1993年までは外国系企業従業員数が香港・マカオ・台湾系企業従業員数を上回っている。しかも85年時点では香港・マカオ・台湾系企業の従業員数はなく、87~90年でも1~4万人にすぎない。中国への投資の6割程度を占めていた香港・マカオ系企業の従業員数がその他の外国系企業従業員数を大幅に下回ることは考えられないし、1~4万人と少ないことも考えられないことである。例えば統計が利用できる83~90年の香港・マカオの契約ベースの件数は2万1939件(台湾は90年までは統計に出てこない)であり、90年の従業員数を4万人とすると1件当たり1.8人である。仮に実行率3分の1の7313件で計算しても1件当たり5.5人にすぎない。

(C)欄の従業員数の出所は別の統計による。むしろこちらの数字のほうが信

表16 外資系企業の従業員数

	(A) 年末登記 企業数(社)	(B)			(C) 外資系企業 従業員数(人)	(D)		(E) 都市従業員 数比(%)	
		合計 (人)	外国系企業 従業員数(人)	香港・マカオ・ 台湾系企業 従業員数(人)		1社当たり 従業員数(人)	C/A	B/A	(B)
1985	...	6	6	—	0.0	...
1987	8,546	21	20	1	85.6	100	25	0.2	0.6
1988	13,743	31	29	2	169.4	123	23	0.2	1.2
1989	18,968	47	43	4	234.9	124	25	0.3	1.6
1990	25,389	66	62	4	325.8	128	26	0.4	2.2
1991	37,215	165	96	69	483.1	130	44	1.1	3.2
1992	84,371	221	138	83	26	1.4	
1993	167,501	288	133	155	(600)	...	17	1.8	(3.8)
1994	206,096	406	195	211	(1,400)	...	20	2.4	(8.3)

(出所) (A)1987~91年は『1979-1991中国対外経済統計大全』411, 415ページ、1992~94年の登記企業数は『中国統計年鑑』1994, 95年版、統計大全の続編である『1994中国対外経済統計年鑑』の1992~93年の登記企業数と『中国統計年鑑』の登記企業数は一致する。
(B)『中国統計年鑑』1995年版、84~85ページ。
(C)1987~91年は前掲『中国対外経済統計大全』。1993年は『中国通信』1994年5月12日。ただし、時点が前年末現在なのか5月時点なのか不明。1994年は『中国通信』1995年1月30日。時点は94年末現在。

憑性があるとみられるが、この資料では1991年までの数字しかない。他方、新聞、雑誌などではかなり大きな従業員数を報道しており94年末時点で1400万人という数字もあるし、最多では2300万人というものもある⁽²⁵⁾。(D)欄は年末登記企業数で割った1件(社)当たり従業員数である。1社当たり100人前後が正しいのか20人前後が正しいのか今後の信頼できる数値の発表を待つしかない。

なお、直接投資には分類されていない委託加工工場が広東省など華南地域には多い。委託加工工場で働く従業員数は広東省だけで200~300万人に達するといわれる。

(5) 輸出入

外資系企業の輸出入額が輸出入総額に占める比重は表17のとおりである。中国の貿易依存度（GDPに占める輸出入額の割合）は1978年の9.8%（輸出4.6%，輸入5.2%）から85年の23.1%（輸出9.0%，輸入14.0%），94年の45.3%（輸出23.2%，輸入22.1%）に高まったが、貿易依存度上昇には外資系企業の輸出入が大きな役割を果たしている。

輸出総額に占める外資系企業の輸出比重は1985年に1.1%にすぎなかつたが、94年には28.7%まで高まった。これは、80年代後半以降、香港・台湾・日本企業を中心に自国内で国際競争力を失いつつあった労働集約的な業種を積極的に中国へ移転したためである。この結果、台湾、香港の大幅な対米貿易黒字が縮小し、逆に中国の対米黒字が拡大していった（アメリカ貿易統計による）。同様のことが日本についてもみられる。繊維などの中小企業が中国に進出し、生産した製品を日本に持ち帰る（逆輸入）ようになり、他方で円高が進み対中輸出が伸び悩むなかで日本の対中赤字が年々拡大するようになったのである（日本の貿易統計による）。

外資系企業の輸入額は一貫して輸出額を上回っている。これは、当初の工場などの建設にあたって導入する機械設備だけでなく、工場稼働後の原材料・部品の輸入も多いことを示すものである。

表17 外資系企業の輸出入額

	外資系企業 輸出額(億米ドル)	輸出総額比 (%)	外資系企業 輸入額(億米ドル)	輸入総額比 (%)
1985	2.97	1.1	20.64	4.9
1988	24.56	5.2	57.47	10.4
1990	78.14	12.6	123.06	23.1
1993	252.37	27.5	418.33	40.2
1994	347.13	28.7	529.34	45.8

（出所）1985～90年は『1979～1991中国対外経済統計大全』1992年、200ページ、1993～94年は『中国統計年鑑』1995年版、553ページ。

(6) 地域経済の発展

1980年代に省別の成長力や輸出力に格差が生じるようになった。沿海省（市・自治区含む）と内陸省（自治区含む）に分けると沿海省の成長率が高く、沿海省・市のなかでもかなりの差が出た。沿海省のなかでは広東、福建、浙江、江蘇、山東の成長率が高かった。

省別の成長力格差や輸出力格差をもたらした要因の一つに直接投資がある。しかし、上海市や遼寧省は外資導入が比較的多かったが、相対的に成長力が低かったから直接投資や借款導入だけが成長力格差をもたらす要因ではなかった。1978年以来の改革・開放政策の地域差、重工業や国営企業の多いか少ないかといった産業構造や企業所有形態の差、広東省と香港企業、福建省と台湾企業、在外華人・華僑とのネットワークの強弱などの外部環境の差なども成長力格差をもたらす要因であった⁽²⁶⁾。90年に上海に浦東開発区の建設が決定され、その後開発が進み、直接投資が増えるようになると上海市の経済成長率が高まった。ここでも開放政策や直接投資が成長力格差をもたらす重要な要因であることが示されている。

以上6点について直接投資が中国経済に与えた効果などをみてきたが、これだけにとどまらず税収面では三資企業と関係が深い国家涉外税収は1992年で107億元にのぼる。この金額は財政総収入の2.6%，各種税収入の3.2%に相当する。北京市の場合、三資企業の納税額は92年で市の財政収入の13%に達し、一部企業は多額納税企業になっているという⁽²⁷⁾。見方によってはさらに重要な点は、直接投資が進出企業と外国側派遣者を通じて市場経済そのものについての考え方、価値観、意識形態、生活様式にいたるまで広範囲にわたる影響を与えたという点である。

2. 課題

1994年以来、直接投資導入政策を含む外資政策は産業政策の一環との位置づけが明確化されてきた。95年6月に制定された新外資政策（外商投資方向指

導暫定規定)は「90年代の産業政策要綱」を踏まえた内容となっている。その後、95年9月の5中全会で第9次5カ年計画と2010年に向けた長期目標についての方針が出されているし、96年3月の全人代ではこれを受けた政府レベルの政策、方針も策定されている。9・5計画や長期目標の方針にそうとも外資政策の課題となる。

課題の第1は、産業構造の調整・高度化にいかに寄与していくかという問題である。中国の産業構造上一貫して弱い環あるいはボトルネックとされる農業、インフラ・エネルギー関連産業、原材料産業分野と国有企業を中心とする既存企業の技術改良分野、ハイテク分野にいかに直接投資を導入していくかが最大の課題である。これらの分野の多くは利益をあげるのが難しい、投資回収期間が長い、などでこれまで外国企業が投資したがらなかった分野である。このため外国企業が魅力を感じるような政策、例えば市場開放、彈力的なBOT方式、知的所有権の保護など相当思い切った政策を講ずる必要がある。

第2は、地域格差是正にいかに対応していくかである。新外資政策でも9・5計画・長期目標でも地域格差是正に取り組んでいくことが明言されている。しかし、言うは易く実行は難しいかもしれない。これまでの沿海地域の発展を抑えることなく内陸地域の発展をはからなければ意味がないからである。沿海と内陸の産業のリンクエージ、内陸への直接投資を誘致するための輸送条件など投資環境の整備が必要である。内陸のほうが有利となるような外資への優遇措置も必要かもしれない。

第3は、関連産業(サポーティング・インダストリー)の育成である。製品を輸出する外資系企業の場合、輸出競争力ある製品を作るためには品質の良い原材料、部品を使う必要があり、輸入に依存するケースが多い。中国国内に品質の良い原材料、部品を作る産業が育っていないからである。その結果が、外資系企業の輸出入で一貫して輸入が輸出を上回っていることに表れている。現在は外資系の原材料・部品企業がその不足を若干補いつつあるが、中国企業のレベルが上がらないことには根本的な解決にはならないだろう。

第4は、政策、制度変更の場合の事前の周知徹底である。経済の発展段階

などによって経済政策・産業政策が変わり、それに伴って外資政策も変わっていくことは当然のことである。その場合、無用の混乱、不安を生じさせないよう事前に十分に周知させることが必要であるし、経過措置などにも配慮すべきである。1994～95年にはこの点が不十分であったため既進出・進出予定企業に対し不安を与えることが多かった。

- 注(1) 天津市人民政府研究室・天津市对外經濟貿易委員会『对外開放政策法規選編 第二編：外商投資企業』天津：天津社会科学出版社，1992年，6～27ページ。
- (2) 導入業種に対する政策を中心とした近年の外資政策の変化については、今井理之「近年の外資政策の変化」（藤本昭編『ポスト鄧小平体制の中国』日本貿易振興会、1995年）267～284ページおよび『対中投資』日本貿易振興会、1995年を参照。
- (3) 『人民日報』1995年10月5日。
- (4) 『中国通信』1993年9月30日。
- (5) 陳炳才「論我国利用外資戰略的転變」（『管理世界』1995年第6期）45ページ。なお、陳炳才是国家計画委員会对外經濟研究所員。
「影響我国国家安全的若干因素」（『亞洲週刊』1996年1月14日号）。この報告書は鄧力群らがまとめ、1995年9月の5中全会の前に党中央に提出されたものと伝えられる。
- 孫博周「中共高層意識形態考驗」（『鏡報』1996年3月号）31ページ。
- (6) 外資利用の国（地域）の統計分類は、『中国对外經濟貿易年鑑』によれば政府借款以外の外資利用方式は外国企業などが登記している国（地域）によるとしている。
- (7) 陳炳才「論我国利用……」47ページ。
- (8) 今井理之「欧米・華人・日本企業の対中投資比較」（『中国經濟』〔日本貿易振興会〕1995年9月号）20～42ページによる。
- (9) 合弁企業と合作企業の主要な相違点の一つは、損益の負担について合弁企業では出資比率によって自動的に決まるのに対して、合作企業では双方の話し合いによって負担の仕方を決めておくことにある。
- (10) 国家統計局編『中国統計年鑑』1995年版、北京：中国統計出版社、558ページから算出。
- (11) 国家統計局貿易外経統計司編『1994 中国对外經濟統計年鑑』北京：中国統計出版社、1995年、312ページから算出。

- (12) 契約額は、正式に調印したかまたは認可を受けた協議書・契約書の金額。実行額は、協議書・契約書に基づいて実際に執行された金額で現金、実物および労務・技術等の無形資本を含む。
- 登記額は、契約後工商行政管理局に登記した金額である（工商行政管理局に登記申請し、営業許可証を受領すると正式に事業が成立したことになる）。
- (13) 登録資本ベースは、前掲『1994年中国对外經濟統計年鑑』。
- (14) 注(12)と同じ。
- (15) 日中投資促進機構『第3次日系企業アンケート調査集計結果』1995年、28ページより算出。
- (16) 王林生「我国利用外国直接投資的發展及其問題」（『國際貿易』1992年第11期）16ページ。
- (17) 桑学成「三資企業“亏损”現象透視」（『國際貿易』1995年第2期）53ページ。
- (18) 王「我国利用……」。
- (19) 韓福榮・徐艷梅「中外合營企業管理現状実証分析与対策研究」（『管理世界』1995年第6期）148ページ。
- (20) 楊鳳岐「對我国利用外商直接投資的几点思考」（『國際貿易』1994年第2期）16ページ。
- (21) 韓・徐「中外合營企業……」148ページ。
- (22) 天津市人民政府研究室・天津市对外經濟貿易委員会『对外開放政策法規……』6ページ。
- (23) 『人民日報』1988年1月23日。
- (24) 韓・徐「中外合營企業……」147ページ。
- (25) 2300万人とする数字は『中国通信』1995年1月11日。この数字は国家工商行政管理局によるもの。1400万人という数字は对外貿易経済合作部によるもの。
- (26) 今井理之「中国的对外経済政策の展開と成果」（『アジア経済』第33巻第1号、1992年1月）参照。
- (27) 楊「對我国利用外商……」は三資企業の積極的な役割の一つとして1992年の国家涉外税収107億米ドル（590億元）をあげている。107億米ドルであれば国家財政総収入の14.2%，各種税収の17.9%に相当することになるが、これは107億元のまちがいとみられる。『中国通信』1993年1月21日では92年の涉外税収を107億元と伝えている。なお、『中国財政年鑑』1995年版によれば、94年の各地方の財政収入（決算数）に占める「外商投資企業・外国企業所得税」の比率は、北京市18.9%，上海市8.0%，広東省3.4%などとなっており、これらが比率として高いほうである。北京市の例では92年の三資企業の納税額は北京市財政収入の13%に達しており、一部企業は「利税大戸」（多額納税企業）になっているという（韓・徐「中外合營企業……」149ページ）。